精神障害者旅客運賃割引基準

2025年３月３日
首鉄運旅2024第118号

改正　2025年11月28日首鉄運旅2025第98号　　2026年５月29日首鉄運旅2026第12号
　　2026年９月28日首鉄運旅2026第41号

（適用範囲）

第１条　この基準は、精神障害者が、単独で又は介護者とともに、首都圏新都市鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これを「当社線」という。）並びに連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車する場合に適用する。

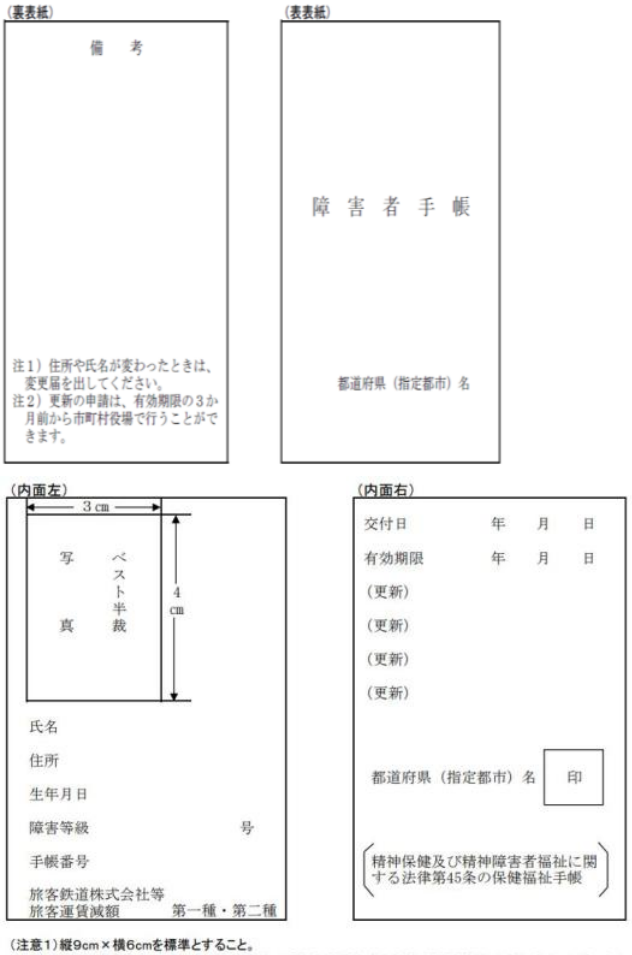
（精神障害者）

第２条　この基準において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（ただし、有効期限内かつ写真が表示されている者に限る）（以下これを「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。

（注１）精神障害者手帳の様式は、次のとおりである。

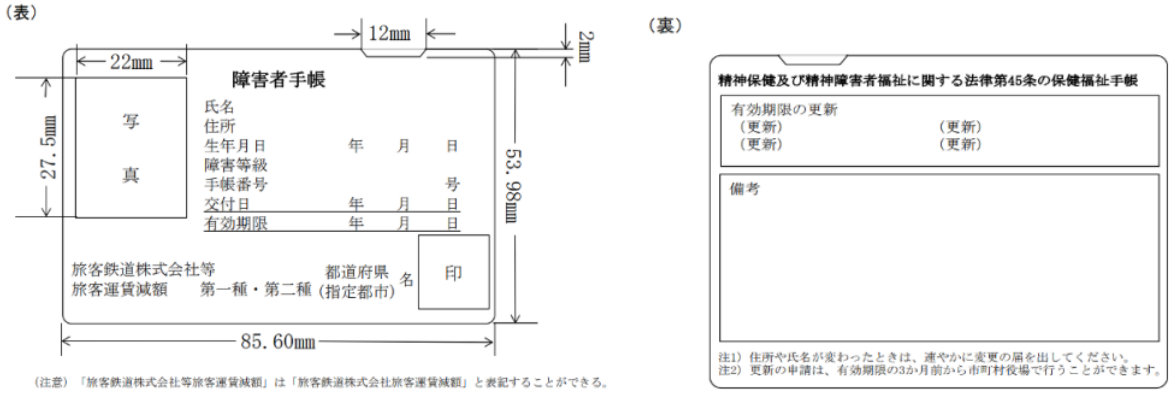
「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成７年９月12日健医発第1132第号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

ア　紙様式（例）



（注意1）縦9cm×横6cmを標準とすること。
（注意2）「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

イ　カード様式



（注２）「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和８年５月14日国鉄事第217号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第７条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、注１に掲げる様式による精神障害者手帳に代わるものとすることができる。

２　第１種精神障害者及び第２種精神障害者の別については、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」または「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

（介護者）

第３条　精神障害者が第１種精神障害者及び定期乗車券を使用する12歳未満の第２種精神障害者であるときは、精神障害者１人に対して、１人の介護者をつけることができる。

２　前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券の種類）

第４条　精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

（１）　普通乗車券　第１種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第２種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。

（２）　定期乗車券　第１種精神障害者及び12歳未満の第２種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

（３）　回数乗車券　第１種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

２　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券等と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第２項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）

第５条　精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。

（割引率）
第６条　精神障害者及び介護者に対する割引率は、５割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

（割引乗車券の購入申込み）
第７条　精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

（介護者の同行）
第８条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

（割引乗車券の旅客運賃の払戻し）
第９条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払戻しは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

（精神障害者手帳の携帯）
第10条　精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、精神障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

（その他の取扱方）
第11条　前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

（乗車券の発行方等）
第12条　精神障害者が精神障害者手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、次の各号に定めるところにより発行するものとする。
（１）　第１種精神障害者又は第２種精神障害者が単独で乗車する場合は一般の例により処理するほか乗車券面に次の表示を行う。



（直径１㎝）

（２）　第１種精神障害者が介護者と共に乗車する場合及び12歳未満の第２種精神障害者が介護者と共に定期乗車券により乗車する場合は一般の例により処理するほか乗車券面に次の表示をする。

精神障害者に対する乗車券　

（直径１㎝）　福　５㎜

介護者に対する乗車券　

（直径１㎝）　付　５㎜

（３）　当社線に限って乗車する大人の精神障害者並びに介護者は、自動券売機により小児用普通乗車券を購入した場合は、健・福・付の表示を省略することができる。この場合、改札案内通路で入出場の際に精神障害者手帳を呈示するものとし、介護者が同行する場合は、同時に入出場しなければならない。

附　則

この基準は、2025年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、2025年12月１日から施行する。

附　則

この基準は、2026年６月14日から施行する。

附　則

この基準は、2026年10月１日から施行する。